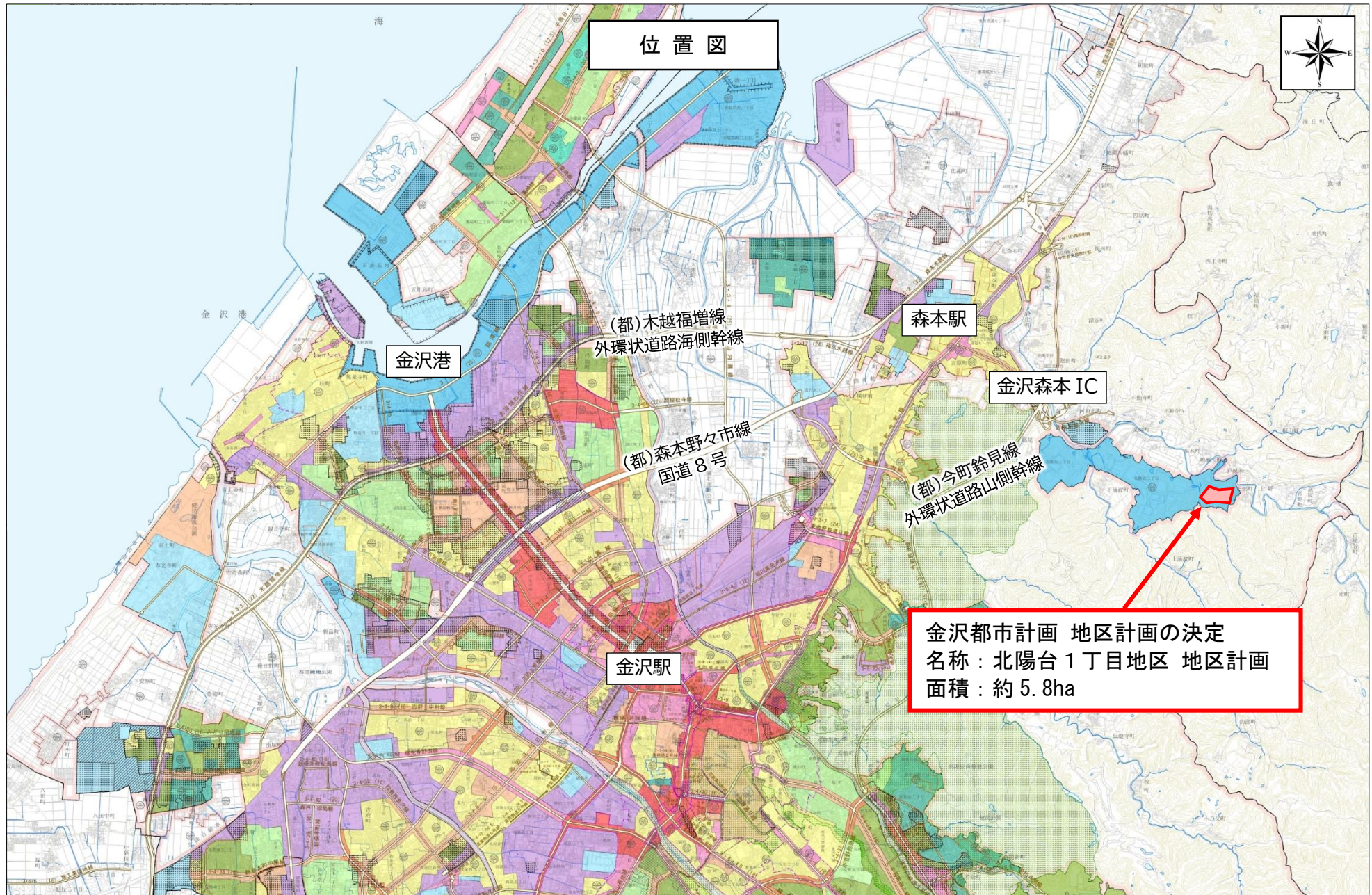


金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

議案第422号



位置図

金沢港

(都)木越福増線
外環状道路海側幹線

森本駅

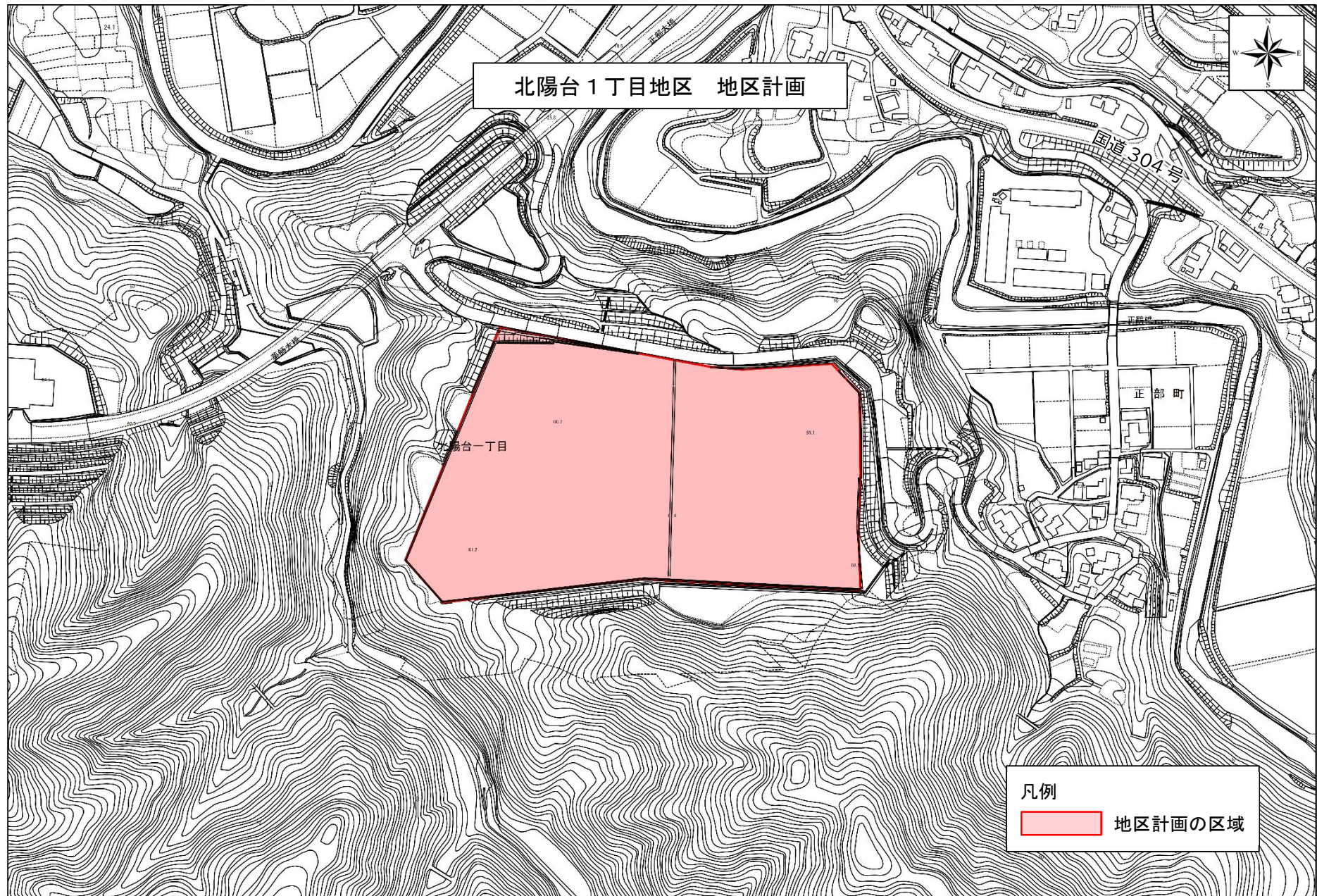
金沢森本 IC

(都)森本野々市線
国道8号

(都)今町鈴見線
外環状道路山側幹線

金沢駅

金沢都市計画 地区計画の決定
名称：北陽台1丁目地区 地区計画
面積：約5.8ha



金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

議案第 4 2 2 号

都市計画北陽台 1 丁目地区計画を次のように決定する。

名 称		北陽台 1 丁目地区 地区計画
位 置		金沢市北陽台 1 丁目の一部
面 積		約 5.8 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、金沢市中心部から北東約 7.5km、北陸自動車道金沢森本 IC 及び金沢外環状道路山側幹線に近接する交通利便性の優れた地区であり、周囲には本地区を含む金沢テクノパークのほか、西側には森本インター工業団地が近接している。</p> <p>本地区計画では、工業系市街地として適正な土地利用を図ることにより、周辺環境と調和した活力と魅力のある工業団地の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区を含む金沢テクノパークの西側に隣接する森本インター工業団地と一体化した地区として、高度技術産業・地域拠点産業・試験研究開発事業のほか、一般製造業のうち、機械・金属及び IT 関連の製造業の集積を主体とした施設を立地するとともに、快適で良好な工業団地の形成を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限等を行う。</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物を建築してはならない。</p>
		<p>建築物等の用途の制限</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 畜舎 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 保育所その他これに類するもの (4) 公衆浴場、診療所又は自動車教習所 (5) 店舗その他これに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) カラオケボックスその他これに類するもの

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地若しくは水路（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線については、2m (2) 隣地等の境界線については、1m
		建築物等の形態又は意匠の制限	広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので、建築物等の屋上及び屋根面に設置しないものとする。
		垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合は除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.8m以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8m以下のものに限る。）

「区域は計画図表示のとおり」

理由

市の開発により再整備がなされる本地区において、周辺環境と調和した工業団地の形成を目標に、工業地区としての適正な土地利用を誘導していくため、地区計画を決定する。